明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
一　○電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八七）

〔告　示〕
二　○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同三三）
三　○日本国に帰化を許可する件（法務二一三）
四　○保安林の指定を解除する件（農林水産一八八九～一八九六）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一二二二～一二二四）
五　○昼間障害標識を設置しなければならない架空線を定める告示の一部を改正する件（同一二二五）
○公園管理団体を指定する件（環境八六）
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛二八一）
○都市計画に関する件（東北地方整備局一一七）
○道路に関する件（中国地方整備局九七）

〔国会事項〕
五　内閣　法務省　最高裁判所

〔人事異動〕
五　内閣　法務省　最高裁判所

〔官庁報告〕
六　官庁事項
六　四国地方整備局公示（四国地方整備局）
六　法　務
六　公証人任免（法務省）
六　労　働
六　最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示二・三、富山同二、長野同四、島根同五、鹿児島同二）
六　最低工賃の改正決定に関する公示（鹿児島労働局最低工賃公示一）

〔公　告〕
七　諸事項
七　官庁
七　財団関係
七　裁判所
七　相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
七　会社その他

省令

○経済産業省令第八十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条の十三第二項及び第二条の十四第一項並びに第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する第二条の十三第二項及び第二条の十四第一項並びにガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第十四条第二項及び第十五条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月二十二日

経済産業大臣　西村　康稔

電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（書面の交付の特例）

第十八条　法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十二第六項各号に掲げる場合のほか、小売電気事業者等が、令和四年十月二十八日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（次項及び次条において「総合経済対策」という。）に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2　法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第三条の十三第一項に定める場合のほか、小売電気事業者等が、総合経済対策に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合とする。

第十九条　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十五第六項各号に掲げる場合のほか、登録特定送配電事業者及び登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（次項において「登録特定送配電事業者等」という。）が、総合経済対策に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

2　法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、第四十五条の十六第一項に定める場合のほか、登録特定送配電事業者等が、総合経済対策に基づき行われる電気料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合とする。

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第二条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則中第十一項を第十三項とし、第十項の次に次の二項を加える。

（書面の交付の特例）

11　法第十四条第二項の経済産業省令で定める場合は、第十三条第五項各号に掲げる場合のほか、ガス小売事業者等が令和四年十月二十八日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（次項において「総合経済対策」という。）に基づき行われる都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合とする。

12　法第十五条第一項の経済産業省令で定める場合は、第十四条第一項に規定するもののほか、ガス小売事業者等が、総合経済対策に基づき行われる都市ガス料金の高騰の激変緩和措置の実施のために必要な範囲において、既に締結されている小売供給契約を変更した場合とする。

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。